

1 政策評価の意義等

(1)政策評価の意義

わが国の行政については、国民に対する説明責任を徹底することによって、行政の透明性を確保し国民の信頼を向上させることが求められています。また、政府の行政活動の範囲について重点化・適正化するとともに国民が求める質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供すること、さらに国民に対して実際にどのような成果がもたらされたかを重視するという成果重視の行政へ転換することも求められています。

このような観点を踏まえ、わが国においては平成13年1月の中央省庁等再編に併せ、政策評価制度が全政府的に導入されました。また、14年4月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、法律に基づく政策評価がスタートしました。

政策評価についてこの法律では、金融庁を含めた各行政機関が、自らの所掌する政策の効果を把握して、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を実施し、その結果を当該政策に適切に反映することとしています。また、評価の実施に当たっては、政策効果をできる限り定量的に把握するとともに、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見を活用することとしています。

さらに、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保し国民に対する説明責任を全うするため、各行政機関は中期的な基本計画と1年ごとの実施計画を策定し公表するとともに、政策評価の結果はインターネット等により公表することとしています。

(2)金融庁における政策評価への取組み（参考資料1参照。）

金融庁においては、政策評価における政府全体の動きに併せて、平成13年3月には、金融庁として政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価の実施要領」を策定するとともに、13年10月には政策目標の単年度計画である「平成13事務年度の政策評価の運営方針」を策定し、13事務年度において26の政策について評価を実施することとしました。

また、平成14年4月の「行政機関が行う政策評価に関する法律」の施行に伴い、13年に策定した「金融庁における政策評価の実施要領」及び「平成13事務年度の政策評価の運営方針」について内容を承継・拡充し、それぞれ当該法律に基づくものとして「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：平成14年4月～17年6月）及び「事後評価の実施計画」（計画期間：平成14年4月～14年6月）を新たに策定しました。なお、「事後評価の実施計画」で掲げた政策は、「平成13事務年度の政策評価の運営方針」において掲げている26の政策と同じ内容となっています。

このほか、14事務年度の単年度計画について、14年8月に「事後評価の実施計画」(計画期間：平成14年7月～15年6月)を策定しているところです。

今般、平成13事務年度における「事後評価の実施計画」の計画期間が14年6月末で終了したことから、当該26の政策について実績評価を実施しました。

(注)金融庁における「事務年度」とは、7月～翌年6月の期間です。

金融庁としては、法律の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて金融庁が行う政策の目的、効果等を国民に説明することにより、金融行政の透明性を確保するとともに金融行政に対する国民の信頼性の向上を図ることとしています。また、政策評価の結果を今後の政策に反映させることにより行政の質や効率性を高めるとともに、政策評価を通じて職員の意識改革を進め国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現することを目指しています。

なお、金融庁においては、政策評価の取組み状況について、インターネット等により公表しています。(<http://www.fsa.go.jp/seisaku/seisaku.html>)

2 実績評価の実施に当たっての考え方等

(1)実績評価の実施に当たっての考え方

平成13事務年度における実績評価の実施に当たっては、法律において示されている政策や業務の必要性(達成目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか)、有効性(業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか)、効率性(業務に投入した資源量が達成目標の実現にとって効率的であったか)の観点から評価を行うこととしました。

また、各政策の実績評価の記載に当たっては、政策の目的、効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目に分けて説明を行いました。

政策の目標

年度当初に設定した政策目標の内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

事務運営についての報告及び評価

13事務年度において政策の達成に向けて行った業務(取組み)内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果(アウトカム)について分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り指標を用いました。

今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

なお、端的な結論の記述に当たっては、以下の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

当該政策に係る端的な結論の基本類型	
13 事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。
	政策は達成されなかった。
14 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの
	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく。
	政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う。
	政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う。
現時点で成果の発現が予定されないもの	
現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う。	
現時点では成果の発現は予定されていないが、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う。	

学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」（後述 2（2）参照）での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

(2)実績評価の実施体制

平成13年度における実績評価については、「政策評価担当課」の総括の下に、「各局の政策担当各課室係」がその担当する政策について自ら政策評価を行うとともに、「各局の調整担当課」が審査を行っています。さらに、金融庁内に設置した「政策評価会議」において総合的な調整を行います。（具体的な実施体制については、「参考資料2」参照。）

また、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、ご意見を伺いました。（メンバーについては、「参考資料3」参照。）

3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議メンバーの方々からは、11月12日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くの意見をいただきました。

実績評価全般に関しては、主に以下のような観点からのご意見をいただき、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきます。

政策評価に当たっては、アウトカム（効果・成果）による評価を重視すべきである。

アウトカムは昨年と比較してどのようになったのかを評価すべきである。

金融庁として何を目標として捉え、何を制約条件として捉えたかを説明すべきである。

長期的課題と短期的課題は分けて評価すべきである。

効率性の観点からの評価も十分行うべきである。

各政策の実績評価における端的な結論について、評価の甘い部分や誤解の生じる部分のないように注意すべきである。

政策目標の設定においても、アウトカムを重視すべきである。

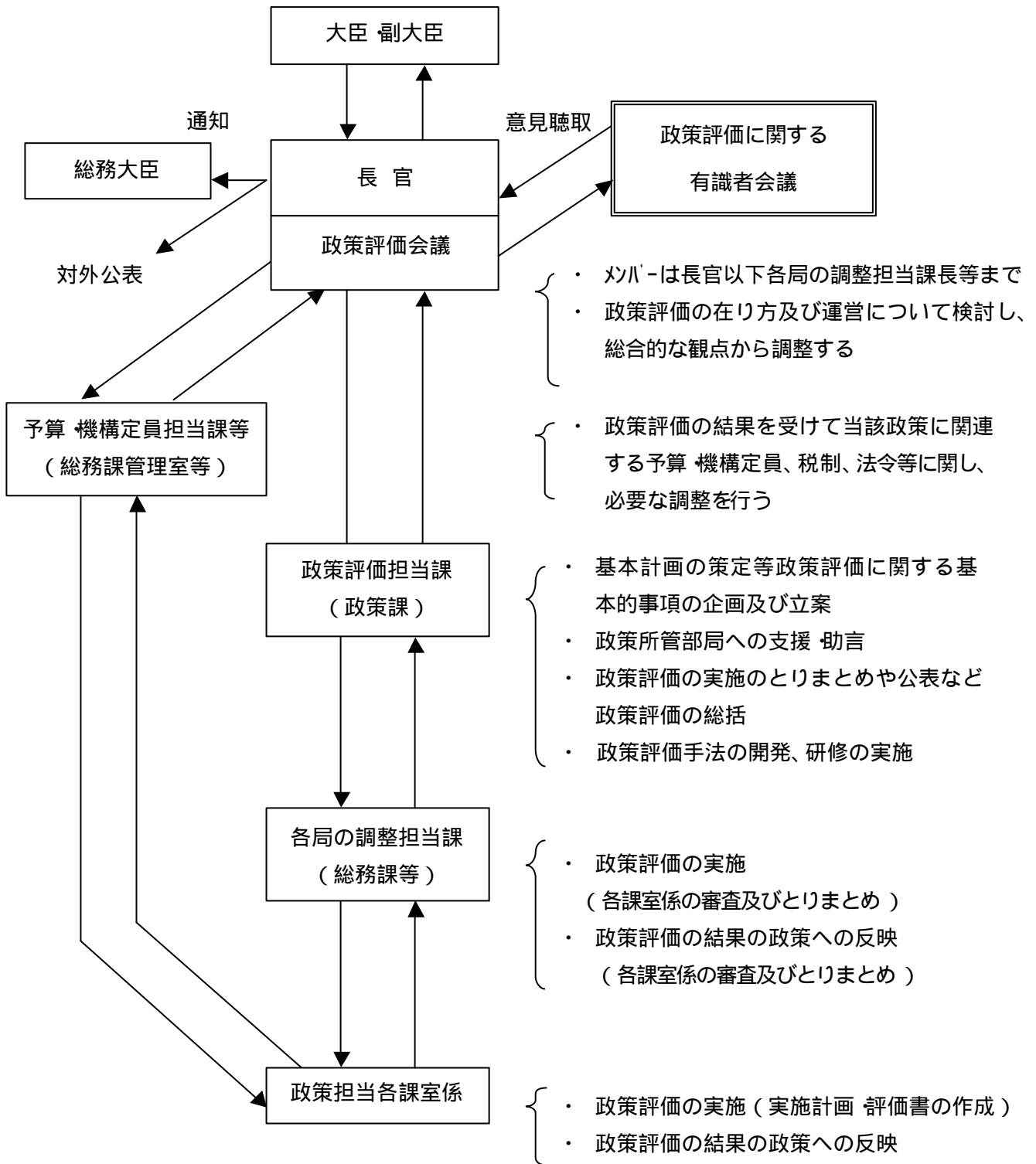
なお、今後も、今回頂いたご意見を活用させていただき、さらに分析手法を高めるよう努めてまいります。

また、各政策の実績評価に関しても多くのご意見をいただき、評価書作成の参考とさせていただきます。なお、今後の政策評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「7.学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン(政策評価各府省連絡会議了承)」策定 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号) 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定(13年10月31日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」制定(13年12月閣議決定) 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号) 「行政評価等プログラム」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日) 「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月～6月末)策定(14年4月1日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」(計画期間14年7月～15年6月末)策定(14年8月6日)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成13事務年度の実績評価)を実施、評価結果の公表

(参考資料2) 政策評価の実施体制



(参考資料 3)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成 14 年 10 月 1 日現在

	翁	百合	(株)日本総合研究所主席研究員
座	長	片田 哲也	(株)小松製作所取締役相談役
		神作 裕之	学習院大学法学部教授
		関 哲夫	新日本製鐵(株)代表取締役副社長
		田 辺 国 昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		富 田 俊 基	(株)野村総合研究所研究理事
		吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 7 名]

(敬称略・五十音順)